

# 供給約款・選択約款におけるその他の供給条件

「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」

津山ガス株式会社

## 1. 適用範囲

この約款は、年間契約量が1,000万立方メートル未満のお客さまに適用いたします。

## 2. 内容

令和6年11月22日に閣議決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に基づき、ガス小売供給約款及び最終保障供給約款（23. 単位料金の調整）また各選択約款（8. 単位料金の調整）に定める調整単位料金（1立方メートル当たり）は、23（1）及び8（1）によって算定される調整単位料金（1立方メートル当たり）から10円（1立方メートル当たり）を引き下げたものとします。

## 3. 適用期間

令和7年1月の定例検針日の翌日から令和7年3月の定例検針日まで10円（税込）

令和7年3月の定例検針日の翌日から令和7年4月の定例検針日まで5円（税込）

それ以降については、閣議決定に準ずる。

## 3. その他

その他の事項については、主契約の約款を適用いたします。

## 付 則

### 1. 実施の期日

この約款は、令和7年1月1日から実施いたします。